

京都紫光クラブ 試合手当制度に関する内部規定

第1条（目的）

本規定は、京都紫光クラブ（以下「当クラブ」という。）に所属する選手のうち、特定の条件を満たす者に対して、クラブ活動に伴い発生する交通費等の一部を手当として支給することにより、選手の経済的負担を軽減し円滑なクラブ活動の推進を目的とする。

第2条（定義）

本規定における「試合手当」とは、試合出場、練習参加に伴う交通費、軽食代、消耗品費等、クラブ活動に付随して発生する個人負担分を一部補助するものであり、報酬・給与・人件費に該当しないものとする。

第3条（対象者）

試合手当の支給対象となる者は、以下のいずれかに該当し、かつ代表または運営責任者が特に認めた選手とする。

1. 定期的にクラブ活動に参加している者
2. クラブへの貢献度が高いと判断された者

第4条（手当の内容）

1. 支給額は、1試合毎、スタメン選手に1万円、MVP賞3万円、SGJ賞1万円とする。
2. 手当の対象となる費用は、原則として交通費、軽食代、消耗品費など実費性のある支出に限る。
3. 支給は領収書提出を月末締めとし、翌月15日に銀行振込にて行う。

第5条（手当の申請および承認）

申請内容は代表または運営責任者が確認・承認し、支給可否を決定する。

第6条（税務上の取り扱い）

本手当は、報酬または給与としての性質を持たないが、税務上の取り扱いについては、必要に応じて専門家に確認を行うものとする。

第7条（規定の改廃）

本規定は、クラブの運営状況や財政状況に応じて、代表の判断により変更または廃止することができる。

附則

本規定は2025年4月13日の試合より施行する。